

秋田県公安委員会規則第 4 号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3 月31日

秋田県公安委員会委員長 塩 谷 國太郎

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表中

刑事企画課	犯罪捜査支援室
-------	---------

を

刑事企画課	犯罪捜査支援室
捜査第二課	財務捜査室

に

交通指導課

を

交通指導課	交通反則センター
警備第一課	外事・国際テロリズム対策室

に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。